

情報審第33号  
平成20年 9月22日

異議申立て人  
近藤 ゆり子 様

岐阜県情報公開審査会  
会長 森川 幸江

岐阜県情報公開審査会への資料提出について（依頼）

平成20年8月10日付けで提起された公文書公開決定及び公文書非公開決定に対する異議申立てについては、岐阜県情報公開条例第18条第1項の規定により当審査会に対し実施機関より諮問がなされておりますが、別添写しのとおり実施機関から公開決定等理由説明書が提出されました。

については、当審査会の調査審議の参考にしたいと思いますので、公開決定等理由説明書に対し意見等があれば、公開決定等理由説明書に対する意見書（様式は任意）を平成20年10月 6日（月）（必着）までに下記の宛先へ提出願います。

また、当審査会において口頭での意見陳述を希望される場合は、別紙様式（「口頭意見陳述申立書」）により意見書と併せて提出してください（審査会開催日については日程が決まり次第、追ってご連絡します）。

記

○送付する公開決定等理由説明書の写し

平成20年9月17日付け河第142号の13

平成20年9月17日付け河第142号の14

○文書提出先

〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要です。）

岐阜県総務部法務・情報公開課内 岐阜県情報公開審査会事務局

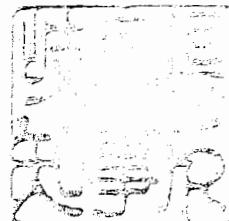
岐阜県総務部法務・情報公開課			
情報公開担当			
担当課長補佐	村瀬	担当者	蒲
058-272-1111			内線2115

写

河第142号の14  
平成20年 9月17日

岐阜県情報公開審査会長様

岐阜県知事 古田 肇



### 公開決定等理由説明書

下記のとおり、非公開決定の理由を申し立てます。

記

#### 1 本件事案の表示

平成20年8月6日付け河第142号の7による公文書非公開決定に対する申し立て

#### 2 申立ての趣旨

本件異議申立てについては、処分庁の判断が妥当である旨の答申を求める。

#### 3 処分に至るまでの経緯

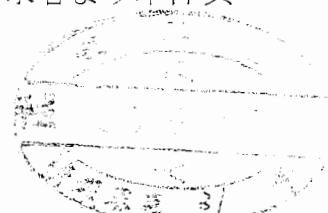
- (1) 平成20年7月28日に請求者から、岐阜県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき公文書の公開請求がなされた。
- (2) 岐阜県知事は、公文書公開請求の内容等を検討した結果、(1)の請求に対して平成20年8月6日付け河第142号の7により公文書非公開決定を行った。

#### 4 意見等

本件異議申立てに対する処分庁の説明は、以下に述べるとおりである。

##### (1) 本件事案の概要について

- ・請求者からは、『徳山ダムに係る導水路検討会（注1）について国・三県一市からだされた資料一切（特に「配布資料」としてHPに載せられたもの以外）、発言メモ等一切』との公開請求がなされた。
- ・これに対し、本件に該当する公文書は不存在としたところ、請求者より本件異議申し立てを受けた。

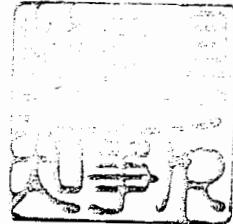


写

河第142号の13  
平成20年 9月17日

岐阜県情報公開審査会長様

岐阜県知事 古田 肇



### 公開決定等理由説明書

下記のとおり、公開決定の理由を申し立てます。

記

#### 1 本件事案の表示

平成20年8月6日付け河第142号の6による公文書公開決定に対する異議申し立て

#### 2 申立ての趣旨

本件異議申立てについては、処分庁の判断が妥当である旨の答申を求める。

#### 3 処分に至るまでの経緯

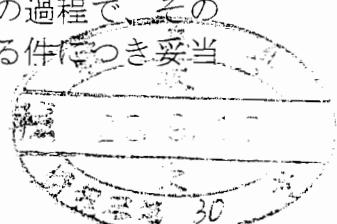
- (1) 平成20年7月28日に請求者から、岐阜県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき公文書の公開請求がなされた。
- (2) 岐阜県知事は、公文書公開請求の内容等を検討した結果、(1)の請求に対して平成20年8月6日付け河第142号の6により公文書公開決定を行った。

#### 4 意見等

本件異議申立てに対する処分庁の説明は、以下に述べるとおりである。

##### (1) 本件事案の概要について

- ・平成20年7月28日に特定市民団体から岐阜県に対して行われた要請活動に際して、同市民団体からの質疑に対して河川課長が「徳山ダムの水を揖斐川と木曽川にのみ流し、長良川とは無縁に通過させるような導水路で良いのか、異常渴水時に長良川のことは何も考えなくても良いのか、という視点があったのは事実であり、部長級の会合でも現木曽川水系河川整備計画（注1）に落ち着くまでの過程で、そのような議論を経て、県としても長良川に導水路の水の一部を通水する件につき妥当と判断した」との回答をした。



- ・その直後、当要請活動に同席していた請求者から、『徳山ダムに係る導水路検討会  
(注2)について（特に第7回より前）岐阜県担当者が「長良川を渇水対策せず放っておいていいのか」という問題意識を提示したことを疎明する文書（メモを含む）』との公開請求がなされた。
- ・これに対し、県としては、「平成19年8月22日に開催された「第7回徳山ダムに係る導水路検討会」における議事要旨」を本件に該当する公文書として提示したこと、請求者より本件異議申し立てを受けた。

#### (注1) 木曽川水系河川整備計画

- ・平成20年3月に策定された「木曽川水系河川整備計画」は、平成19年11月に策定された木曽川水系河川整備基本方針に基づき、学術経験者、住民、行政からの意見をもとに河川管理者である国土交通省が策定した計画である。
- ・河川整備基本方針とは、水系ごとに将来の河川のあるべき姿や河川整備の方針を定めたもので、河川整備計画は、基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施するために、河川整備の目標および区間について定め、今後20年から30年以内に具体的な整備あるいは管理していく内容を定めるもので、いずれも河川法に基づくものである。
- ・木曽川水系河川整備計画において、木曽川水系連絡導水路は、河川法第1条にある「流水の正常な機能の維持」に必要な河川環境の改善を行うための施設として位置づけられている。

#### (注2) 徳山ダムに係る導水路検討会

- ・「徳山ダムに係る導水路検討会」とは、平成16年10月に設置され、設立当初は、中部地方整備局河川調査官を座長とし各県市担当課長が構成員であったが、平成18年5月からは、中部地方整備局河川部長を座長とし、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市の各担当部長で構成されている。
- ・同検討会は、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給とともに、愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するため必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省が計画を立案するにあたり、透明性を確保しつつ三県一市との十分な調整を図ることを目的として設置されている。

#### (2) 本件対象公文書について

- ・本件において公開した公文書は、平成19年8月22日に開催された「第7回徳山ダムに係る導水路検討会」における議事要旨である。

#### (3) 本件処分の妥当性について

- ・公開した議事要旨は、第7回徳山ダムに係る導水路検討会に出席した、国土交通省中部地方整備局河川部長、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の関連部長がそれぞれ内容を協議し、最終的な確認事項として公表をしているものである。
- ・本要旨には、「～河川維持流量補給手段を有しない長良川を経由し～」という一文があり、これは、「異常な渇水時には、木曽川へのみ水を導水するにとどまらず、通過する長良川へも補給するよう図ることが望ましい（以下「①の発言」と呼ぶ）」という点を考慮し、加えられたものである。
- ・同会議に同行した担当者からも、①の発言を岐阜県県土整備部長がしたことを口頭で聞いている。

- ・よって、情報公開請求では、『問題意識を提示したことを疎明する文書（メモを含む）』とされていることから、第7回徳山ダムに係る導水路検討会の議事要旨を公開する事が妥当と判断し、公開決定を行ったものである。
- ・また、請求者に対しても、「当県として平成19年8月当時、①の見解が存在したことは確かであり、否定しない」と伝えているが、その詳細な証拠書類を求めるところで、平行線のままである。
- ・徳山ダムに係る導水路検討会は、第1回から第7回までのすべてにおいて、配布資料や議事要旨を公表している会議であり、県としても、会議内容が十分に公表されていると判断し、発言を逐一記録する必要性はないと判断している。また、念のため、会議主催者の国土交通省にも確認したところ、発言を逐一記録したものはないとのことであった。
- ・異議申し立て人は、『公表されている議事要旨については、岐阜県と名古屋市・愛知県・中部地整の解釈が違う又は説明が異なる。』と指摘しているが、国としての立場、各県市の立場において、各々が説明をしているのであり、事業計画の解釈が国や県市で異なることはない。
- ・なお、本県は、河川法（昭和39年法律第167号）第63条第1項の規定、及び、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）第22条第2項第2号の規定により、木曽川水系連絡導水路事業の治水関係用途に係る費用負担を求められている。
- ・これは、平成20年3月に策定した木曽川水系河川整備計画（注2）において、国が必要と認めた木曽川水系連絡導水路事業に対して、河川法第60条により県負担が生じ、さらに受益範囲が複数県にまたがることから、河川法第63条第1項による愛知県、岐阜県、三重県の負担が生ずることによる。
- ・本県としては、国が考える効果とは別に県独自の効果を考えた場合、連絡導水路は可茂・東濃地域の渇水対策に効果があると判断し、基本的な事業計画に同意している。

以上により、本件処分は妥当である。

(別紙様式)

平成 年 月 日

岐阜県情報公開審査会長 様

異議申立人

印

口頭意見陳述申立書（兼補佐人許可申請書）

異議申立人が平成20年8月10日付けで提起した公文書公開決定及び公文書非公開決定に対する異議申立てについて、口頭で意見を述べる機会を与えるよう申立てをします。

また、口頭による意見の陳述にあたっては、下記により、補佐人とともに出席したいので、許可するよう申請します。

記

1 補佐人の住所及び氏名

2 補佐人を必要とする理由

(注1) 意見を陳述する者は原則として異議申立人、異議申立人の代理人及び補佐人を含めて5人以内としてください。5人を超える場合には、その理由についても記入してください。

(注2) 補佐人を必要としない場合は、関係部分を削除してください。